

意見に対する回答

1 個人情報取扱事務登録簿への登録について

意見	回答
<p>方領地区企業誘致関連事務（個人情報取扱事務登録簿2ページ、15702）などにおいて、データ管理は適切に行ってください。</p> <p>また、愛知県による新型コロナウイルス関係の情報流出により、個人情報侵害され、著しく名誉が傷付くという件が報道されましたが、そうした事のないようにしてください。</p>	<p>方領地区企業誘致関連事務に限らず、全ての個人情報取扱事務について、より一層の注意払い、適切な個人情報の管理・運用を行います。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染者等に関する情報が愛知県のホームページ上で公開・流出したことについては、その情報に、個人のプライベートな関係性についての記述もあったとされています。</p> <p>あま市においては、今後も、事務の目的と関係のない個人情報を保有することのないよう注意を払い、運用してまいります。</p>
<p>あま市のシンボルマーク（あまじるし）募集事務（個人情報取扱事務登録簿1ページ、11135）を始め、市が個人情報の保有を続けなくともすむ工夫はできないか。</p>	<p>あま市のシンボルマーク（あまじるし）募集事務において取得した個人情報については、決定作品の応募者とそれ以外の応募者とで保存年限を分けています。まず、決定作品の応募者については、作品の権利に関する覚書を交わしており、作品を使用する間は、応募者と連絡を取る可能性があるため、永年保存としています。また、決定作品以外の応募者については、連絡を取る可能性は低いものの、選定過程の一部として、3年保存としています。</p> <p>このように、保存年限を区別することが可能であるものについては、不要な個人情報を長期間保有することなく、必要最低限の保有期間とするよう努めてまいります。</p>

意見に対する回答

2 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

意見	回答
<p>自己の戸籍に関する証明書の交付申請書（公文書公開請求、決定及び公開実施の状況のうち、個人情報1ページ、1番・3番・4番）において、本人以外の開示請求については、本人確認はもとより、取得された本人に不利益が生じないように慎重に対処してください。</p>	<p>戸籍や住民票の写しなどについては、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、本人以外であっても、配偶者又は父母若しくは子などが取得することができます。</p> <p>また、同法に基づき、弁護士や行政書士などであっても、その職務上必要であると認められる場合に限り取得することができる、いわゆる職務上請求が可能です。過去には、この職務上請求の請求書を偽造し、戸籍などを不正に取得する事件が愛知県内でも発生しています。</p> <p>あま市では、このような不正取得の抑止のため、あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に係る要綱（平成24年あま市告示第9号）に基づき、本人以外が戸籍などを取得した際、事前に登録した方に対してその事実を通知しています。</p> <p>また、利用目的が適切でないと判断した場合には交付しないよう、厳正に対応してまいります。</p>